

▽発信元・お問い合わせ先はこちら
「人材ビジネスの発展を通じてヒトの成長を追求する」
株式会社ヒューマンビジネス・コンサルティング
E mail:info@hb-consulting.jp

消費増税で派遣誘発 企業の「仕入れ」扱い控除

安倍晋三首相が決定した来年四月の消費税率8%への引き上げで、派遣社員がさらに増える恐れがある。企業は派遣社員を多く受け入れるほど、納める消費税の額が少なくできる仕組みになっているからだ。消費税率が3%から5%に引き上げられた後も派遣社員が増えた。消費税増税は国民の暮らしを苦しめるだけでなく、労働環境の悪化を招く可能性がある。

企業が納める消費税は原則として、売り上げにかかった消費税から、仕入れの時などに支払った消費税を差し引いた分を納税する。同じ取引への二重課税を防ぐため、支払い分の対象に派遣社員を受け入れた際の派遣料も含まれる。

企業にとっては、正社員、派遣社員とも雇えば人件費がかかるが、派遣社員分は経理上「仕入れ」。割合を増やすことで、労働力を確保して消費税を減らせる。税率が上がればメリットは膨らむ。

例えば、従業員二百人の企業が年間で一人五百万円の給料を払っているとする。このうち百人を同じ金額で派遣社員にすると「仕入れ」は年五億円。単純計算で消費税率5%で二千五百万円、税率8%では四千万円の消費税を納めずに済む。

制度としては派遣社員を受け入れた会社は、消費税分を含めて派遣会社に派遣料を支払う形になっていて、派遣会社はその消費税を国に納める。しかし、一般的に派遣会社の方が立場が弱いので、上がった分の消費税を派遣料に上乗せしにくい。企業側は事実上、負担は増えずに消費税の控除額だけが増える。

消費税率が3%から5%に上がった一九九七年以降、それまで20%前後で推移していた非正規社員の割合が上がった。税法に詳しい青山学院大の三木義一教授は8%への引き上げの影響について「5%への引き上げ時にも、間接的に派遣

増加に影響を与えた。今回も企業が正社員を派遣社員へとさらに置き換え、雇用がもっと不安定になる恐れがある」と指摘している。

2013年10月24日 東京新聞